

令和3年度

都建第 63 号

矢水町第1住宅外灯改修工事

工事実施設計書

小矢部市

令和3年度

設 計 書

小矢部市 矢水町 地内

矢水町第1住宅外灯改修工事

工事金

円

(うち消費税及び地方消費税相当額

円)

工事

矢水町第1住宅外灯改修工事

- ・既存撤去 1 式
- ・共有灯LED化工事 1 式

大要

(外部通路及び階段灯37台、壁付蛍光灯 2 台、ブラケット 3 台、ダウンライト19台)

符号	名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	既存撤去工事						
	作業準備	普通作業員	1.0	人工			
【1号棟】	外部通路灯撤去	階段、踊場	2.0	台			
	外部通路灯(蛍光灯)撤去	階段、踊場	1.0	台			
	外部通路灯(蛍光灯)撤去	非常灯付	2.0	台			
【2号棟】	ブラケット撤去		1.0	台			
【A棟】	外部通路灯撤去	階段、踊場 非常灯付	16.0	台			
【B棟】	ブラケット撤去	ピロティ-	2.0	台			
	ダウンライト撤去	ピロティ-、自転車置場、物置通路	17.0	台			
	外部通路灯撤去	階段、踊場 非常灯付	16.0	台			
【集会場】	壁付蛍光灯撤去		2.0	台			
	ダウンライト撤去		2.0	台			
	合計						

符号	名称	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
Ⅱ	共有灯LED化工事						
【1号棟】	H 外部通路灯	LEDダウンシーリング 100形電球1灯器具相当	3.0	台			
	同上取替工事費		3.0	台			
	G 階段通路誘導灯(蛍光灯)	LED直付型20形 W-230 非常灯付 FL20形1灯器具相当	2.0	台			
	同上取替工事費		2.0	台			
【2号棟】	C ブラケット	LEDブラケット 防雨型 30形丸形蛍光灯1灯器具相当	1.0	台			
	同上取替工事費		1.0	台			
【A棟】	B 外部通路灯	LED階段通路誘導灯 非常灯付 防雨型シーリング	16.0	台			
	同上取替工事費		16.0	台			
【B棟】	C ブラケット	LEDブラケット 防雨型 30形丸形蛍光灯1灯器具相当	2.0	台			
	同上取替工事費		2.0	台			
	F ダウンライト	軒下用LEDダウンライト 100形 防雨型	17.0	台			
	同上取替工事費		17.0	台			
	B 外部通路灯	LED階段通路誘導灯 非常灯付 防雨型シーリング	16.0	台			
	同上取替工事費		16.0	台			
【集会場】	E 壁付蛍光灯	LEDウォールライト 20形 防雨型 FL20形1灯器具相当	2.0	台			
	同上取替工事費		2.0	台			

符号	名称	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
	F ダウンライト	軒下用LEDダウンライト 100形 防雨型	2.0	台			
	同上取替工事費		2.0	台			
	合計						

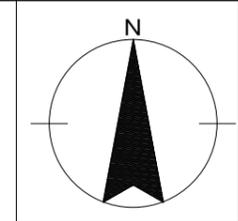
矢水町第1住宅外灯改修工事

電気設備図		
番号	図面名	縮尺
E-01	図面リスト	—
E-02	広域案内図・附近見取図	—
E-03	電気特記仕様書	—
E-04	外灯設備配置図	—

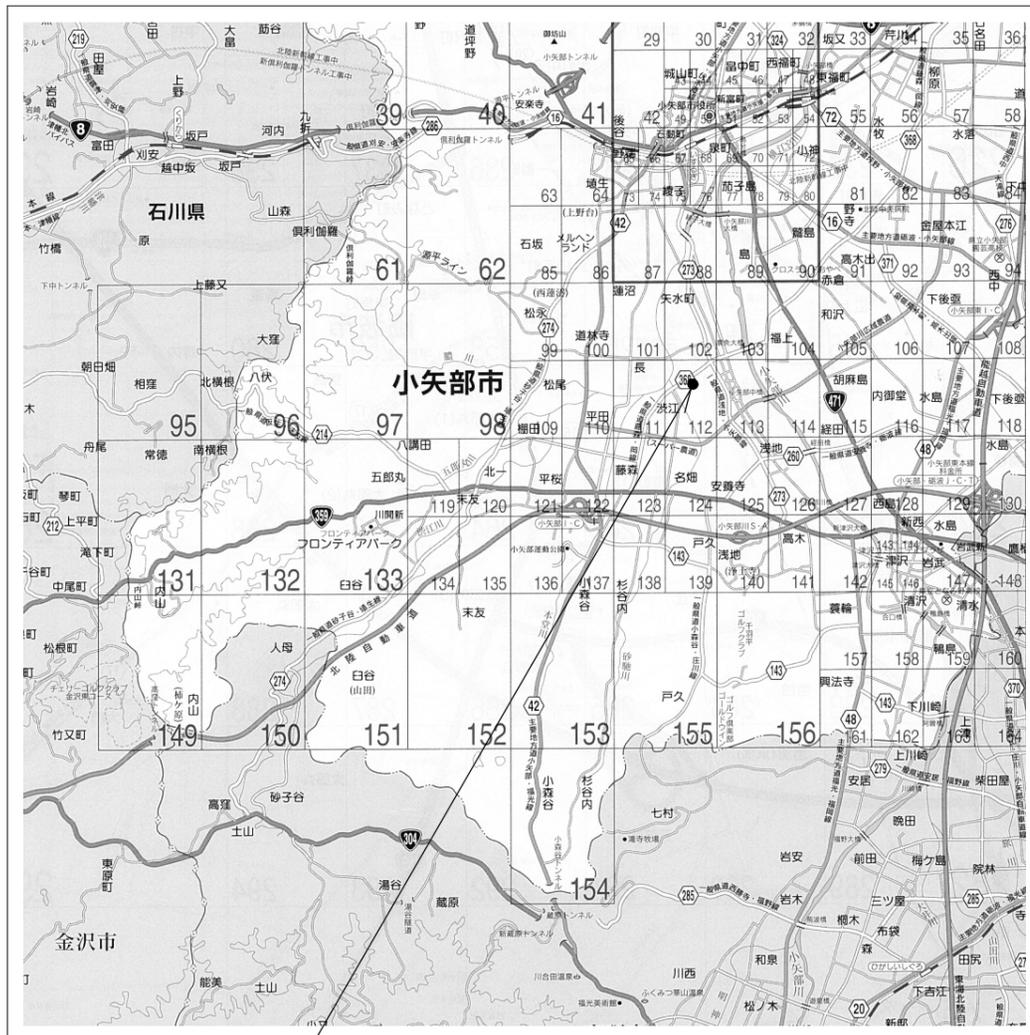
表紙共 4 枚

特記事項

	工事名	矢水町第1住宅外灯改修工事	SCALE	—	DRAW		NO.	
	図面	図面リスト	DATE	2021.9	DRAW			E-01



広域案内図



施行場所：小矢部市 矢水町 地内

附近見取図



富山県小矢部市矢水町306番地2（1号棟）
307番地1（2号棟）
307番地2（A棟・B棟）

用途地域：指定なし
容積率：200%
建蔽率：60%
防火地域：指定なし

特記事項

※1. 附近見取図において、は施工場所を示す。

工事名	矢水町第1住宅外灯改修工事	SCALE	—	DRAW	NO.
図面	広域案内図・附近見取図	DATE	2021.9	DRAW	E-02

I. 工事概要

1 工事場所	富山県小矢野町矢水町306-2、307-1、307-2 (1号棟・2号棟・A棟・B棟)				
2 建物概要	建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一
	矢水町第1住宅外灯改修工事				第5項
3 工事種目	(○印をつけたものを適用する。)				
	○電灯設備	・ 動力設備	・ 雷保護設備	・ 受変電設備	
	・ 電力貯蔵設備	・ 発電設備	・ 構内交換設備	・ 情報通信設備	
	・ 映像音響設備	・ 拡声設備	・ 誘導支援設備	・ テレビ共同受信設備	
	・ 監視カメラ設備	・ 防犯・入室管理設備	・ 火災感知設備	・ 構内配電・通信設備	

II. 工事仕様

- 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁業務課の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事)平成31年版」、 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事)平成31年版」及び「公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事)平成31年版」による。
(2) 建築工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの仕様書を適用する。
- 特記仕様
(1) 章及び項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項において選択する事項は、○印の付いたものを適用する。

意 項 目	特 記 事 項
○ 一般共通事項 1	○ 本仕様書の一般共通事項 1 を適用する。 ・ (・ 建築 ・ 給排水衛生設備 ・ 空調設備) 特記仕様書の一般共通事項 1 を適用する。

- 工事実施情報の登録
○ 適用する。
本工事を下請けに付す場合は、「建設工事の下請関係の適正化に関する留意事項」を遵守すること。
「富山県土木工事共通仕様書」1-1-14個人情報取扱い特記事項による。
- 個人情報取扱いについて
○ 環境への配慮

- 1 使用する機材等に「富山県グリーン購入推進方針」で定めるものがある場合には、それに適合するものとする。
2 建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しない発散が極めて少ない材料で、「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
(2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(3) 接着剤は、可塑性(ワルデンジュ-ホプナー試験)及びフタル酸ジ-n-エチルヘキシル等を含有しない難燃発煙性試験を除く)が追加されていない材料を使用する。
(4) (1)の材料を使用した家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しないが、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
ホルムアルデヒドの放散量

規制対象外	該当する建築材料
①建築基準法施工令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料	①建築基準法施工令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
②建築基準法施工令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料	②建築基準法施工令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

- 1 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書で定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2 下記に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
(1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
(2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
(3) 安定的な供給が可能であること。
(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
(6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

- 3 使用する機材が、国土交通大臣官庁業務課監修の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」による場合は、標準仕様書第1編 1.4.2の品質及び性能を有することを証明できる資料の提出を省略することができる。

- 6 地場産品の優先使用
1 受注者は、工事に使用する資材等について、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には、県内地場産品(建設資材又は製品等で、県内で最終製造工程が施されたもの又は県内に本社・本店を置く製造業者から調達したものをいう)を優先使用するものとする。
2 県内企業の優先選定等
受注者は、工事に係る下請契約又は資材納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は富山県内に本社・本店を置くものの中から選定するよう努めなければならない。
発注者は、発注書に「発注書に定める発注品目及び仕様等」を記載し、その費用も発注者自らの責任において適正に処理するものとする。
○再資源利用計画書の作成及び提出
○選機、処分委託契約書及び許可証等の提出
○マニフェスト管理一貫書の提出
電気保安技術者を工事現場に ・ おく ・ おかない

- 発生材の処理等
○ 監督職員事務所
○ 工事用電力・水その他
○ 工事用仮設物
○ 施工機械

- 8 電気保安技術者
○ 監督職員事務所
○ 工事用電力・水その他
○ 工事用仮設物
○ 施工機械

- 13 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間
○ 監督職員事務所
○ 工事用電力・水その他
○ 工事用仮設物
○ 施工機械

- 14 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間
○ 監督職員事務所
○ 工事用電力・水その他
○ 工事用仮設物
○ 施工機械

- 14 安全教育・訓練の実施
労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を、月当たり半日以上頻度で実施するものとする。(「富山県土木工事共通仕様書」1-1-30 工事中の安全確保)

- 15 調査・試験に対する協力
公共工事労働費調査等の対象工事となった場合は、監督職員の指示により必要な協力をしなければならない。(「富山県土木工事共通仕様書」1-1-11-13)

- 工事特性・創意工夫
・ 社会性等の実施

- 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置
1 受注者は、工事施工において、施工条件等への対応や自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成までに「富山県請負工事成績評定要領」第4項7項に定める様式により提出することができる。
受注者は、本工事を施工するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、黙認としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を監督職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、下請業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を監督職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

- 18 低入札となった場合における技術者の増員等
1 工事に係る入札の結果、調査基準価格を満たさない価格をもって入札をした者が受注者となった場合における技術者の配置については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めることによる。
(1) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる工事の場合
専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同法の規定により監理技術者の配置が義務付けられる工事については監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事については主任技術者になり得る資格を有する者を1人、専任にて配置するものとする。この場合において、これらの工事に配置する技術者は、受注者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。
(2) 建設業法の規定による技術者の専任配置が義務づけられない工事の場合
同法の規定により配置が義務付けられている技術者を、専任にて配置するものとする。

- 19 近接して工事を発注する場合の取扱いについて
2 1の(1)により別に配置される技術者は、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとする。
本工事の請負代金額については、富山県が発行先発した下記の工事(以下「先行工事」という。)の受注者がその工事の工事完成日までに本工事についても受注した場合には、全工事の設備の合計より定まる率によって算定した総経費等から、先行工事にかかる総経費等を控除した額をもって速やかに再計算し、変更するものとする。

- 20 総合評価方式
1 受注者は、実際の施工に際しては、事前に提出し訂正された技術資料(技術提案書又は簡易な施工計画)の内容を履行すること。
2 受注者は、事前に提出した総合評価方式に係る技術資料に記載した配置予定技術者を配置しなければならない。
3 なお、上記 1、2 を履行できない場合及び、受注者が事前に提出した総合評価方式に係る技術資料に記載した内容に虚偽の報告があった場合には、富山県公共工事総合評価方式施行要領に基づき工事成績の減点(標準型)において、工事成績の減点及び違約金の徴収)をすることがある。

- 提出図書等
(1) 設計図の製本
(2) 工事写真
(3) 機材の仕様
(4) その他
(5) 完成時の図書

- 22 電子納品
23 東洋ゴム化工品(株)の製品及び材料

- 適用基準等
○ 施工従事者
○ 仮設備
○ 認定リサイクル製品の使用

- 1) 設計用水平地震力
機器の重量[kg]に、設計用水平震度を乗じたものとする。なお特記なき場合、設計用水平震度は次による。
設計用水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設				一般の施設			
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6	1.5	1.0	1.0	0.6
重要機器	配電盤	2.0	1.5	1.5	1.0	2.0	1.5	1.5	1.0
	変電設備	2.0	1.5	1.5	1.0	2.0	1.5	1.5	1.0
重要機器	配電盤	2.0	1.5	1.5	1.0	2.0	1.5	1.5	1.0
	変電設備	2.0	1.5	1.5	1.0	2.0	1.5	1.5	1.0

- 注1) 上層階の定義は次にによる。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4層とする。
注2) 水槽類にはオイルタンク等を含むものとする。

- 2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同様に働くものとする。
3) 応力アンカー
施工後確認試験 ・ 要 (引張試験による引張試験) ・ 不要

- 9 土 工 事
(1) 残土処理
(2) 埋め戻し及び盛土
(3) 地盤工事
(4) コンクリート工事
(1) 普通コンクリート

- 鉄 筋
(1) 鉄筋
(2) 鉄筋
(3) 鉄筋
(4) 鉄筋
(5) 鉄筋

- 12 コンクリート埋設物のX線検査
13 穿孔作業
14 スリーブ
15 呼び及び予備配管
16 電線本数、管路等

- 17 金属管の塗装
18 フラッシュプレート
19 再使用機器
20 遮断、結露防止

- 21 高圧交流遮断器
22 消 火 器

- 23 電話機への配線
24 火災報知設備用給電盤
25 ガス漏火災警報装置

- 26 管の埋設深さ
27 ハンドホール
28 地中埋設機等

- 適用基準等
○ 施工従事者
○ 仮設備
○ 認定リサイクル製品の使用

- 29 取付高さ
壁材、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名 称	測 点	取付高[mm]
ブラケット(一般)	床下~中心	2,100
" (設備)	"	2,500
" (壁掛)	床下~中心	150
スイッチ(一般)	床下~中心	1,200
" (多機能使用用)	"	1,200
コット(電話用77kVt、FtC端子(一般))	"	400
" (和室)	"	150
" (和室)	"	150
コット(土間)	床下~中心	800
引込開閉器(低圧)	床下~上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床下~中心	1,500(上端1,900以下)
開閉器	"	1,500
電磁開閉器押しボタン	床下~中心	1,200
接地用端子箱	地上、床下~中心	500
試験用接続端子箱	床下~上端	800
接地埋設機	地上~中心	600
給油ボックス	地上~給油口	1,000
室内端子盤(廊下・室内)	床下~上端	300
中間端子盤(EPS・電気室)	床下~中心	1,500
錠時計	"	1,500(上端1,900以下)
子時計、スピーカ	"	(天井部)×0.9
アップネータ	"	1,200
表示灯	"	(天井部)×0.9
発信器(出退表示用)	"	1,200
外部受信用インターホン(子機)	"	標準図による
警報インターホン(上記以外)	"	1,100
呼出ボタン(多機能使用用)	"	900
夜間表示灯(")	"	1,800
廊下表示灯(")	"	2,000
テレビ機収容箱	天井下~上端	200
火報受信機(複合型)	床下~操作部	800~1,500
防火受信機	床下~中心	1,500
自動通報機収容箱	"	800~1,500
発信機	"	800~1,500
警報ベル	"	(天井部)×0.9
表示灯	"	(天井部)×0.8
自動制御盤(自動閉鎖)	"	1,500
ガス漏れ検知器(警ガス)	"	300
" (警ガス)	天井部~中心	(天井部)-200

- 30 電 線 類
31 二重床内器具

- 撤去工事
○ 撤去内容
○ 支持金物等
○ アスベスト含有調査等

- 4 発生材の処理等

- 撤去内容
○ 支持金物等
○ アスベスト含有調査等

特記事項	工事名 矢水町第1住宅外灯改修工事	SCALE —	DRAW	NO. E-03
	図 面 電気設備特記仕様書	DATE 2021.9	DRAW	

A ポール灯 (LED灯)
改修済 (H29年度: 4基/R2年度: 3基)



【街路灯】
光束 66500lm、消費電力60W
電圧100~242V、昼白色、5000K、Ra70
ワイド配光タイプ
本体: アルミダイカスト
グローブ: (透明つや消し)
光源寿命6万時間 (光束維持率70%)
上方光束比0~5%、耐雷サージ15kV、耐風速60m
落下防止ワイヤー付、タイマー段階調光機能付

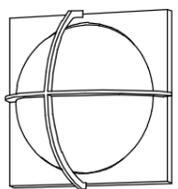
【ポール】
鋼管: 環境配慮型溶融亜鉛メッキ後
ポリエステル樹脂粉体焼付塗装
耐風性能: 耐風速60m/sec仕様

B 外部通路灯
改修済 (R3年度: 9灯)
※R3改修 (A棟: 16灯、B棟: 16灯)



LED階段通路誘導灯防雨型シーリング
丸型蛍光灯20形1灯器具相当
非常灯タイプ (階段通路誘導灯兼用)
常時LED点灯
非常時本体組込LED点灯
電圧: 100V
IP23
常用光源LED光源寿命: 40000時間
自己点検機能付
パナソニック NWC11100CLE 同等品以上

C ブラケット
※R3改修 (2号棟: 1灯、B棟: 2灯)



壁直付型 LED (昼白色) ブラケット 防雨型
30形丸型蛍光灯1灯器具相当
昼白色 (5000K)
LED光源寿命: 40000時間
器具光束945lm、消費電力15W
電圧: 100V
IP23
本体: 鋼板 (オフブラック)
グローブ: ガラス (乳白)
ガード: アルミ (オフブラック)
パナソニック NNY20252KLE1 同等品以上

D 外部通路蛍光灯
改修済 (R2年度: 32灯)



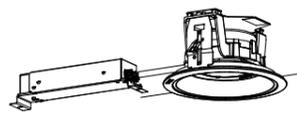
非常灯タイプ、800lmFL20形×1灯器具相当
電圧: 100~242V対応
蓄電池: ニッケル水素電池
非常灯許容番号: LAL-E020
非常用LEDレンズ: ガラス
常用ライトカバー: ポリカーボネート (乳白)
+アクリルコーティング
光源寿命 (階段灯専用ライトバー) 40000時間
IP23防湿、点検スイッチ付
常時: 非常用ライトバー点灯
非常時: 非常灯本体組込LED (一般力型) 点灯
自己充電モニタ (緑) 付
パナソニック XWG201DGNJLE9 同等品以上

E 壁付蛍光灯
※R3改修 (集会場: 2灯)



LED (昼白色) ウォールライト 20形
FL20形×1灯器具相当
防湿型・防雨型
器具光束990lm
消費電力10W、電圧100~242V
5000K、Ra83、光源寿命40000時間
(光束維持率85%)
本体: ステンレス
カバー: ポリカーボネート (乳白)
天井直付型・壁直付型
パナソニック NNF21800KLE 同等品以上

F ダウンライト
※R3改修 (B棟: 17灯、集会場: 2灯)



軒下用ダウンライト 100形
LED内蔵、電源ユニット内蔵、軒下用 (防雨型)
5000K、Ra85、拡散タイプ、一般色タイプ
光源遮光角15度
器具光束: 955lm、消費電力: 7.6W
電圧: 100~242V
光源寿命40000時間 (光束維持率85%)
調光範囲 (約1%~100%)
反射板 (上部): プラスチック (ホワイト)
枠: 鋼板 (ホワイトつや消し仕上)
パネル: アクリル (透明)、埋込穴: φ150
パナソニック XNW1061WNLE9 同等品以上

G 階段通路誘導灯
※R3改修 (1号棟: 2灯)

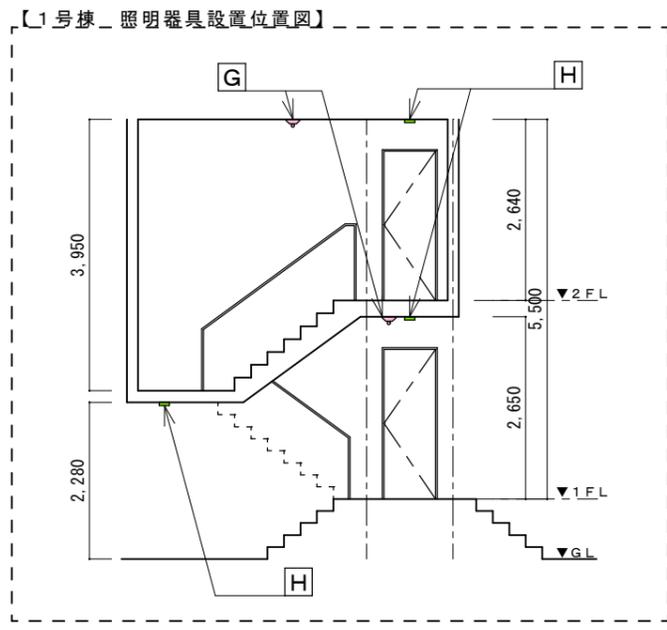
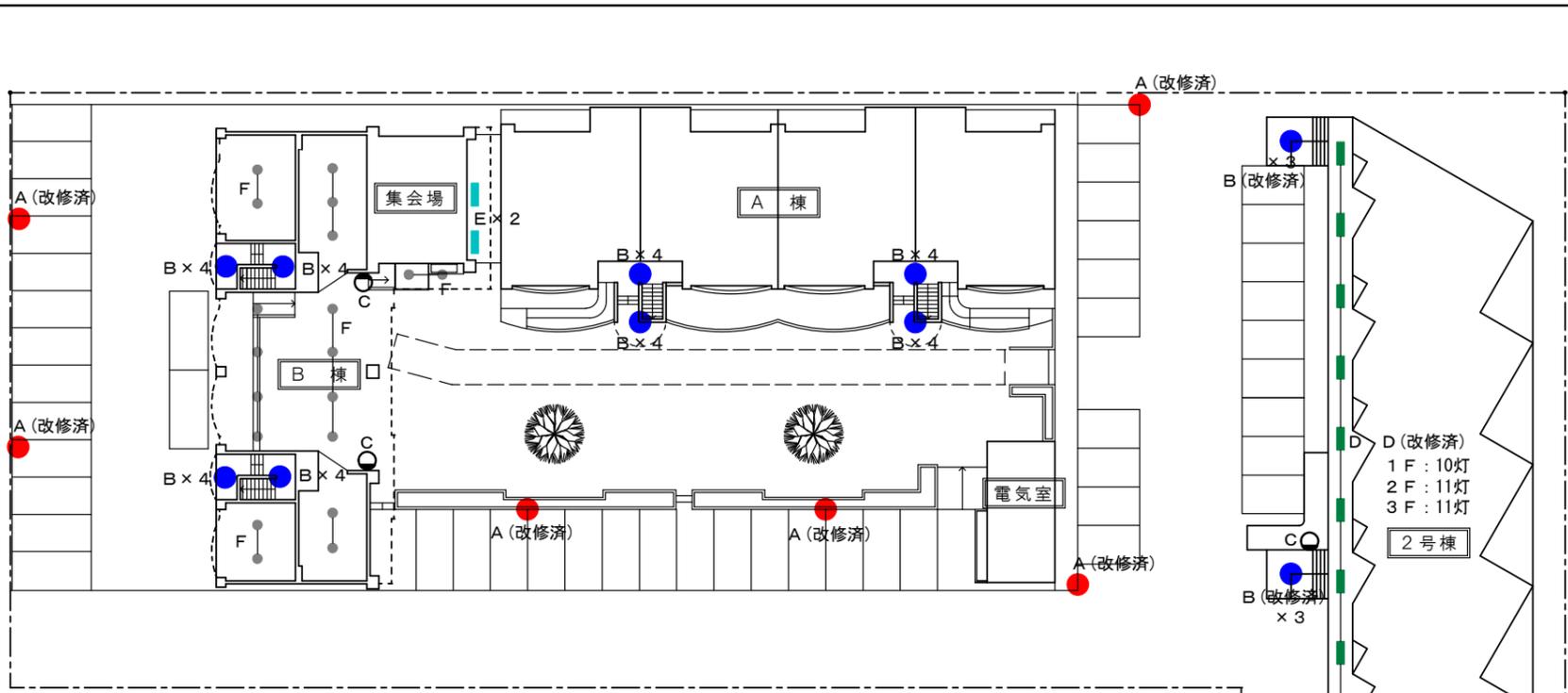


天井直付形20形 直管LEDベースライト
階段通路誘導灯 一般型 (30分間)
防湿型・防雨型 富士型
直管型蛍光灯FL20形1灯器具相当
器具光束940lm
消費電力16W、電圧100~242V
5000K、Ra84、光源寿命40000時間
点検スイッチ付 充電モニタ (緑) 付
本体: 亜鉛鋼板
(クロムフリー・高反射白色粉体塗装)
蓄電池: ニッケル水素電池
パナソニック NNF621002LE 同等品以上

H 外部通路灯
※R3改修 (1号棟: 3灯)



LEDダウンシーリング
100形電球1灯器具相当
昼白色 (5000K)、Ra83
器具光束780lm、消費電力7.7W
電圧100V
防雨型、拡散タイプ、明るさセンサー付
カバー: プラスチック (ホワイト)
点灯照度調整機能付
パナソニック LGWC51520LE 同等品以上



【公営住宅等ストック総合改善事業】
個別改善事業 (共用部分改善) 一省エネルギー対策に係る改善
○施行要件 (建築年次)
(公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱)
第4 二項 ホ (省エネルギー対策) に該当